

# 公益社団法人高知県森と緑の会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人高知県森と緑の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を高知県高知市に置く。

(支部及び地区森と緑の会)

第3条 この法人は、市町村を単位として支部を、県林業事務所及び県林業振興事務所の管轄区域を単位として地区森と緑の会を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力を推進し、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展を図り、併せて国際貢献に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 緑の募金（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する緑の募金をいう。以下同じ。）及び緑の募金による寄附金の管理を行うこと。
- (2) 次に掲げる者に交付金の交付を行うこと。
  - ア 森林の整備、緑化の推進及び森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力（以下「森林整備等」という。）を行う者
  - イ 森林整備等を行う者に対して助成をする者
- (3) 森林整備等の事業を行うこと。
- (4) 森林整備等に関する情報又は資料を収集し及び提供すること。
- (5) 森林整備等に関する調査及び研究を行うこと。
- (6) 「緑と水の森林ファンド」の募金並びにその運用益により森林整備等に関する事業を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、緑の募金及び森林の整備等に関する事業でこの法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

## 第3章 会員

(種類)

第6条 この法人の会員は、次に掲げる3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を援助するために入会した個人又は団体。
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあったもの又は学識経験者で、理事長が推薦し、総会において承認され、本人の承諾を得たもの。

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 正会員の入会にあたっては理事会の承認を得なければならない。
- 3 賛助会員の入会にあたっては理事長の承認を得なければならない。
- 4 理事長は、前2項の承認があったときは、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

(会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、入会したとき及び毎年度、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の決議に基づいて除名することができる。この場合、当該会員に対し、総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において決議する前に、総会においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款その他の規程に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 理事長は、前項の除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(資格の喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人になったとき、又は破産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 正当な理由がなく2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

(住所等の変更の届出)

第13条 会員は、その住所又は氏名(会員が団体であるときは、主たる事務所の所在地若しくは名称若しくは代表者の氏名又は定款若しくは寄附行為若しくはこれらに代わるべき規程)に変更があったときは、遅滞なく理事長にその旨を届け出なければならない。

## 第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額
- (4) 貸借対照表、貸借対照表の附属明細書、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書の附属明細書及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第16条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎年度5月に1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項の規定による招集の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、審議事項及びその他法令に定める事項を記載し

た書面をもって、少なくとも総会開催の日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面により議決権を行使できる旨を決定した場合には、総会開催の日の2週間前までに通知をしなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、代表理事が議長をつとめる。

(定足数)

第19条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 総会の決議は、正会員総数の過半数が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(議決権の代理行使)

第22条 正会員は、あらかじめ通知された事項について、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

3 第1項の規定に基づき代理行使された議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(書面による議決権の行使)

第23条 正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面によって議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員は、必要事項を記載した議決権行使書面をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の書面は、総会開催の日時の直前の業務時間終了時までには到達しないときは、効力を生じない。

3 第1項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(電磁的方法による議決権の行使)

第24条 正会員は、あらかじめ通知された事項について、この法人の承諾を得て、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法によりこの法人に提出して議決権の行使を行うことができる。この場合は、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(総会の議事録)

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び総会において選出された議事録署名人2人以上が記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第26条 この法人に次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 10人以上14人以内
- (2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち1人を理事長、2人以上4人以内を副理事長、1人を専務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、専務理事をもって同項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第27条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事及び監事に正会員以外の者を選任する場合は、現員数の過半数を超えない範囲で選任することができる。
- 3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらのものに準ずる者として当該理事と公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第5条で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長、副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 前項の理事長、副理事長及び専務理事は、第37条に定めるところにより、4箇月を超える間隔で年2回以上開催する理事会において、自己の職務の執行の状況を報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告する。
- 4 監事は、前項の報告をするために必要があるときは、法令で定めるところにより、理事に対して理事会の招集を請求し、又は招集することができる。
- 5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期等)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠又は補充として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了時までとする。増員により選任された理事の任期は現任者の任期の満了時までとする。
- 4 理事又は監事は、再任されることができる。
- 5 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事及び監事は、総会において正会員総数の3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。この場合、少なくとも総会の開催の日の1週間前までに当該役員に対して、その解任を審議事項とすることを書面をもって通知するとともに、総会において決議する前に、弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、総会で報酬等を支給することについて承認された常勤の理事又は理事会の承認を得た非常勤理事は、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。また、総会で報酬等を支給することについて承認された監事については、総会において定める総額の範囲内で、監事の協議により別に定める報酬の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前項の規定の適用に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

(顧問)

第33条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の承認を得て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関する重要な事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べるものとする。

## 第6章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(4) 総会に付議すべき事項に関する事項の決定

(5) 総会の招集に関する事項の決定

(6) 事業を執行するための計画、組織及び管理の方法に関する事項の決定

(7) 内部規程の制定又は改廃に関する事項の決定

(8) 前各号に掲げるもののほか、理事会において必要と認めた事項

(招集)

第36条 理事会は、第29条第4項の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知を発しなければならない。

(1) 理事長以外の理事から理事長に対して、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(2) 第29条第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の1週間前までに理事及び監事に通知しなければならない。

5 前項の規定に関わらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(開催)

第37条 理事会は、4箇月を超える間隔で年2回以上開催するほか、次の各号の場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 前条第3項各号の規定による招集の請求があったとき。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、第36条第3項各号の規定により開催された理事会の議長は、出席した理事の互選により選出する。

(決議等)

第39条 理事会の決議は、この定款に別に定めるものを除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第7章 運営協議会

(設置)

第41条 この法人に、法の定めるところにより運営協議会を置く。

- 2 運営協議会は、理事長の諮問に応じ、この法人の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。
- 3 運営協議会は、この法人の運営の公平性及び透明性を確保し、地域の多様な意見をこの法人の運営に反映するよう努めなければならない。

(組織)

第42条 運営協議会は、委員10人以上20人以内で組織する。

- 2 運営協議会の委員は、森林整備等に関して学識経験を有する者のうちから、知事の認可を受けて、理事長が任命する。

(任期等)

第43条 運営協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された運営協議会の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 運営協議会の委員は、再任されることができる。
- 3 運営協議会の委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会長)

第44条 運営協議会に会長を置き、運営協議会の委員の互選によってこれを定める。

- 2 運営協議会の会長（以下この条において「会長」という。）は、運営協議会の会務を総理する。
- 3 運営協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の指名した委員が、その職務を代行する。

(定足数)

第45条 運営協議会は、運営協議会の委員現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

- 2 やむを得ない理由のため運営協議会に出席できない委員は、あらかじめ書面をもって他の委員に対して調査審議を行う権限を委任した場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(権限)

第46条 運営協議会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 緑の募金の目標額及び当該募金による寄附金の使途についての計画に関する事項。
- (2) 緑の募金による寄附金について第5条第2号の交付金を交付する場合の交付の相手方及びその額に関する事項。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項。

(委任)

第47条 この章に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

## 第8章 専門委員会

(専門委員会)

第48条 理事長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を得て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、森林整備等に関して専門的な知識を有する者のうちから、理事長が委嘱する。
- 3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

## 第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第49条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費及び分担金
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の種類)

第50条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(2) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第51条 財産は、理事長が管理し、その方法は、総会の決議を得て、理事長が別に定める。

(基本財産)

第52条 この法人の基本財産は、第50条第2項に定める財産とする。

2 前項の財産はこれを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の過半数の決議及び総会において出席した正会員の3分の2以上の決議を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第53条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

2 緑の募金による寄附金は、その用途が明確に分かるように区分して経理する。

(事業年度)

第54条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第55条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会において理事現在数の過半数の承認を得て、その事業年度開始の日の前日までに知事に提出しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 第1項の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類のうち緑の募金に係る部分については、理事会の承認を得る前に、あらかじめ運営協議会の意見を聴かなければならない。

3 緑の募金に係る事業のうち、公募による交付金事業については、運営協議会の意見を聴き、理事会での決議を受けた場合、理事長が専決できる。

4 第1項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第56条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事に提出しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 監事は、前項各号に掲げる書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成しなければならない。

3 理事長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、理事会において理事現在数の過半数の承認を経て総会に報告し、出席した正会員の3分の2以上の承認を得て、その事業年度終了後3月以内に知事に提出しなければならない。

4 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類  
(公益目的取得財産残額の算定)

第57条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

(借入金)

第58条 この法人がその事業年度の収入をもって償還する短期の資金の借入れをしようとするときは、理事会の決議を得なければならない。

2 この法人が前項の借入れ以外の資金の借入れをしようとするときは、理事会において理事現在数の過半数の決議及び総会において出席した正会員の3分の2以上の決議を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第59条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の過半数の決議及び総会において出席した正会員の3分の2以上の決議を得なければならない。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第60条 この定款は、総会において正会員総数の3分の2以上の決議を得て変更することができる。

(解散)

第61条 この法人は、総会において正会員総数の3分の2以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消しに伴う贈与)

第62条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第63条 この法人が清算するときに有する残余財産は、理事会において理事現在数の過半数の決議及び総会において正会員総数の3分の2以上の決議を得て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第64条 この法人の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法とする。

## 第12章 事務局

(設置等)

第65条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長その他の所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の整備)

第66条 事務所には、常に、次に掲げる書類及び帳簿を整備しておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 許可、認可等に関する書類
- (4) 登記に関する書類



- (5) 役員及び職員の名簿及び履歴書並びに役員の就任承諾書
- (6) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 事業計画書及び収支予算書
- (10) その他必要な書類及び帳簿

### 第13章 補則

(委任)

第67条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成21年7月31日）から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は川合通子、副理事長は熊瀬幸助、武市瑞穂とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第54条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則（平成21年9月29日改正）

(施行期日)

- 1 この定款は、平成21年9月29日から施行する。

附 則（平成22年5月27日改正）

(施行期日)

- 1 この定款は、平成22年5月27日から施行する。

附 則（平成23年5月31日改正）

(施行期日)

- 1 この定款は、平成23年5月31日から施行する。

附 則（平成24年5月31日改正）

(施行期日)

- 1 この定款は、平成24年5月31日から施行する。

附 則（平成27年5月26日改正）

(施行期日)

- 1 この定款は、平成27年5月26日から施行する。

(施行期日)

- 1 この定款は、平成28年5月24日から施行する。